

大山崎町告示第39号

平成29年6月20日付けで受理した地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定による、第二大山崎小学校プールの小学校グラウンド内への移転ならびに学童保育「でっかいクラブ」の第二大山崎小学校教室内への移転を問う住民投票条例制定の請求について、同条第3項の規定に基づき平成29年大山崎町議会第2回定例会に付議した結果を、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第98条第2項の規定により、次のとおり告示する。

平成29年7月3日

大山崎町長 山本 圭一

1 提出議案

第二大山崎小学校プールの小学校グラウンド内への移転ならびに学童保育「でっかいクラブ」の第二大山崎小学校教室内への移転を問う住民投票条例の制定について

2 議決年月日

平成29年6月29日

3 審議の結果

否決